

第6回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年6月27日（金） 午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

小委員会報告第2号 新町将来構想策定小委員会報告について

(2) 協議事項

協議第22号 新町将来構想の策定について

協議第23号 特別職の身分の取扱いについて〔協定項目第11号〕

協議第24号 町、字の区域及び名称の取扱いについて〔協定項目第18号〕

協議第25号 町村立学校等の通学区域の取扱いについて〔協定項目第23-5号〕

協議第26号 広聴広報関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-6号〕

(3) その他

第7回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について
ご意見箱コーナーに寄せられたご意見について

5 閉 会

第6回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 報告事項

小委員会報告第2号 新町将来構想策定小委員会報告について..... P 1 ~ 3

(2) 協議事項

協議第22号 新町将来構想の策定について..... P 4 ~ 5

協議第23号 特別職の身分の取扱いについて〔協定項目第11号〕..... P 6 ~ 14

協議第24号 町、字の区域及び名称の取扱いについて〔協定項目第18号〕..... P 15 ~ 18

協議第25号 町村立学校等の通学区域の取扱いについて〔協定項目第23-5号〕..... P 19 ~ 23

協議第26号 広聴広報関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-6号〕..... P 24 ~ 25

(3) その他

第7回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について..... P 26

ご意見箱コーナーに寄せられたご意見について..... P 26 ~ 27

小委員会報告第2号

平成15年6月27日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会
会長 塩田 始 様

新町将来構想策定小委員会
委員長 岡 健市

新町将来構想策定小委員会報告について

平成15年2月18日に諮問された事案について、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第7条に基づき、下記及び別紙のとおり報告します。

記

報告事項

- 1 新町将来構想検討経過（別紙1）
- 2 新町将来構想（案）（別紙2）

新町将来構想検討経過

年 月 日	内 容
<p>第1回新町将来構想策定小委員会の開催</p> <p>日時：平成15年2月28日(金) 午後3時～</p>	<p><協議内容> 正副委員長の選任について 伊野町、吾北村、本川村の現状と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3町村からの振興計画の説明 ・新町におけるまちづくりの方向性についての意見交換
<p>3町村の現状視察</p> <p>日時：平成15年3月25日(火) 午前10時～</p>	<p><視察先></p> <p>【伊野町】 偕楽荘、新宇治川放水路、高知西バイパス、内野町営住宅、道の駅土佐和紙工芸村、石見森林公園予定地</p> <p>【吾北村】 道の駅633美の里、吾北村農業公社、清水地区住宅団地、グリーンパークほどの、大規模林道</p> <p>【本川村】 本川村国保診療所、朝霧荘、生活支援ハウス、木の根ふれあいの森、道の駅木の香</p>
<p>第2回新町将来構想策定小委員会の開催</p> <p>日時：平成15年4月21日(月) 午後2時～</p>	<p><協議内容> 新町将来構想の協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町将来構想(事務局案)の内容協議
<p>第3回新町将来構想策定小委員会の開催</p> <p>日時：平成15年5月13日(火) 午前10時～</p>	<p><協議内容> 新町将来構想の協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つのテーマで意見交換「新町において合併後10年以内にこれだけは実現したいこと」「新たなまちづくりを推進するために実施する新たなソフト事業」
<p>第4回新町将来構想策定小委員会の開催</p> <p>日時：平成15年5月30日(金) 午後4時～</p>	<p><協議内容> 新町将来構想の協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町将来構想(事務局修正案)の内容協議
<p>第5回新町将来構想策定小委員会の開催</p> <p>日時：平成15年6月16日(月) 午後1時30分～</p>	<p><研修会> まちづくりに関する研修会 講師：荒田 英知(PHP研究所 主任研究員)</p> <p><協議内容> 新町将来構想の協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町将来構想(事務局修正案)の内容協議

伊野町・吾北村・本川村新町将来構想

新町将来構想策定小委員会（案）

伊野町・吾北村・本川村
新 町 将 来 構 想 (案)

《目 次》

1 . 新町の将来像	P 1
2 . まちづくりの基本理念	P 1
3 . 新町における施策展開の考え方	P 2
4 . 新町づくりの基本的方向	P 4
(1) 【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくり.....	P 5
(2) 【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくり.....	P 5
(3) 【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくり.....	P 6
(4) 【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくり.....	P 6
(5) 【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくり...	P 6
5 . ゾーニングと土地利用	P 8
(1) ゾーニングの考え方	P 8
(2) 土地利用の基本的方向	P 8
< 新町土地利用ゾーニング >	P 11
6 . 新たなまちづくりのための新町の公約	P 12

1 . 新町の将来像

1町2村の合併により誕生するいの町においては、石鎚国定公園や工石山陣ヶ森県立公園に指定されている豊かな森林、清流として日本一と評判の高い仁淀川や吉野川、風光明媚な滝や溪谷、水辺空間のたたずまい、そして歴史や風土、文化や伝統に培われ育まれてきた伝統産業や多彩な地域資源などが渾然一体となり彩りのある圏域をつくりあげています。

また、豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史や文化を守り、継承する中で、昔から、人と人とのこころのつながりやふれあいを大切にし、心の豊かさを育んできました。

私たちは、この圏域が育んできた豊かな自然と心を、後世の子どもたちに残し、地域に住む誰もが誇りに思えるような「まち」を創っていかなければなりません。

このため、新町の将来像を

“ 豊かな自然と心に出会えるまち・いの ”

- 緑のダムと清流を後世の子どもたちに -

と掲げ、4つの「まちづくりの基本理念」のもとに、3つの「新町における施策の考え方」を踏まえて、5つの「新町づくりの基本的方向」に沿った施策や事業を推進することにより、1町2村が一体となった新しいまちづくりに取り組んでいきます。

2 . まちづくりの基本理念

新町の将来像を実現するため、次の基本理念のもとに、施策や事業を推進します。

(1) 豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

合併の実現により国道194号を通じ愛媛県西条市と高知市につながる新町においては、自然環境との共生を基本に、水資源の涵養など公益的機能をもつ自然の保護保全や省資源化・リサイクルによる循環型社会の構築、環境への負荷を軽減した生活基盤の整備等に積極的に取り組むとともに、豊かな自然環境や地域資源を活かした新たな産業づくりや交流人口の拡大などに努め、瀬戸内海と太平洋とを最短で結ぶ交通の要所として、また、交流の玄関口としてふさわしい魅力あるまちづくりを進めます。

（２）心の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

社会経済の発展や生活環境の変化に伴い、物の豊かさから心の豊かさへと価値観が変化していくなか、新町においては、まちの主役である住民が、人とのふれあいを大切に、いきいき暮らせることを基本に、住民どうしのふれあいや相互扶助等による連帯意識の醸成、生涯学習の推進やスポーツ振興等による生きがいづくり、学校教育や社会教育の推進等による人間性や創造性あふれる人づくりなどに努め、真に心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

（３）若者が定住できる魅力あるまちづくりを推進します。

地域における働く場の減少やライフスタイルの変化などに伴って、まちづくりの担い手となる若者が、地域から流出しており、地域の活力の低下が懸念されます。このため、新町においては、地域で生まれ、育った若者が、地域に残れるよう雇用対策や住環境の整備等に努めるとともに、外部から若者の流入が図られるよう、U I Jターンの促進や高知市のベットタウンとして整備に努めることにより、若者が定住できる魅力あるまちづくりを進めます。

《用語解説：U I Jターン》

地方部に居住していた人で就職等により都市部に定住した人が、また元の地方部に戻って定住することを「Uターン」、出身地とは別の地方部に定住することを「Jターン」、もともと都市部に居住していた人が、地方部に定住することを「Iターン」という。

（４）住民参画による活力あるまちづくりを推進します。

自治体の自己決定・自己責任を原則とする地方分権が推進されるなか、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりが求められています。新町においては、住民主体の開かれた行政を基本に、行政運営の透明性を高めるとともに、共通の目標に向かって、住民・団体・企業・NPOなどと行政が手を取りあい、携えながら協働し、活力あるまちづくりを進めます。

《用語解説：NPO》

民間非営利活動団体の略称。営利を目的とせず、公益を目的として、住民が主体的に活動する民間団体。

３．新町における施策展開の考え方

新町の将来像及びまちづくりの基本理念をささえる施策を展開するにあたっては、次のような考え方で進めます。

（１）ソフト交流施策の積極的推進

今後の少子・高齢化社会においては、人と人との結びつきがますます重要になります。住民同士が交流し語り、いきいきとした生活を送ることができるよう、これまで整備されてきた社会資本ストックを十分活用しつつ、人と人がふれあえるソフト施策を積極的に推進します。また、情報化の時代を迎え、地域の枠を越えたより広域的な交流活動の重要性が増してきております。このため、地域の情報を積極的に発信し、新町の魅力をアピールするとともに、広域的な交流活動を積極的に推進します。

（２）効果的・効率的な施設の整備

新町全体のさらなる発展に資する施策・事業を推進し、各地域の特色とバランスが図られた施設整備を推進するとともに、各地域の既存施設を可能な限り有効に活用した効率的な施設整備に努めます。また、施設整備に当たっては、国や県との連携を図るとともに、民間活力を活用しつつ、合併によって適用される各種支援制度を十分検討し活用します。なお、合併によって想定される公共施設の統合整備等については、新町の財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、住民サービスの利便性の維持や地域バランスを配慮した整備に努めます。

（３）合併による効果を活かした財政計画

新町の財政計画については、過去の実績等を踏まえつつ、健全な財政運営を基本にすえ検討します。この際、財政支出については、合併による効果を活かすため人件費等の削減とともに、住民負担の軽減やサービス水準の向上等に留意します。また、財政収入においては、我が国の経済状態や逼迫している財政事情等から大きな伸びが期待できないことから、合併による財政支援制度を有効に活用し、効率的な公共基盤整備や住民の生活や行政サービスの拡充などに努めます。

4 . 新町づくりの基本的方向

新町における施策展開の考え方を踏まえ、将来像の実現のため、次に示す5つの基本的方向のもと、各分野における施策・事業を実施し、総合的・計画的及び弾力的なまちづくりを展開します。

また、新町における各分野の施策・事業は、個々に実施されるのではなく、それぞれの基本的方向のもと有機的な結びつきにより展開します。

〔新町の将来像と基本的方向〕

“ 豊かな自然と心に出会えるまち・いの ”

- 緑のダムと清流を後世の子供たちに -

まちづくりの基本理念

豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを推進します。	心の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。	若者が定住できる魅力あるまちづくりを推進します。	住民参画による活力あるまちづくりを推進します。
-----------------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------



まちづくりの基本的方向

【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくり

【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくり

【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくり

【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくり

【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくり



各種施策・事業の実施

(1)【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくり

地球温暖化や水質汚染など地球規模で環境破壊が進むなか、便利さや物の豊かさのみを追求するのではなく、環境に配慮したまちづくりが求められています。

新町においては、地形条件、住民構成、人口密度など地区の特性に応じ、自然環境との調和、整備後の維持管理のしやすさ等に配慮した社会基盤の整備や行政・住民・企業が一体となった環境への負荷軽減の取り組み、さらには、治山、治水等の防災機能の強化などにより「自然を守り快適で安全なまちづくり」をめざします。

【主要施策】

自然・歴史的環境の保全

「緑のダム」づくりと治山・治水

防災対策

住環境の整備

道路網の整備

公共交通の充実

情報基盤の整備及び地域情報化の推進

上水道・簡易水道の整備、下水道・集落排水の整備

環境衛生の整備

消防・救急対策、交通安全対策の推進等

(2)【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくり

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心して健康に暮らすため、保健・医療・福祉の充実がますます求められます。

新町においては、入所施設・通所施設の整備・充実に努めることはもとより、高度な専門的知識・技術を有する人材の養成・確保を推進し、高度化・多様化する町民のニーズに的確に対応したサービスを提供することにより、「安心とやさしさ健康福祉のまちづくり」をめざします。

【主要施策】

健康づくりの推進

保健・医療の充実

高齢者福祉の充実

障害者（児）福祉の充実

児童福祉の充実

(3)【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくり

地域の活力を維持・向上させるためには、地域経済の基盤となり広域的な交流に支えられた産業の振興が不可欠となります。

新町においては、伝統を誇る土佐和紙や地域の主力産業である製紙業の振興はもとより、自然環境や地域資源を活かした農林業や観光産業などの振興を図ることにより、「多彩な産業が展開され活力あるまちづくり」をめざします。

【主要施策】

農林水産業の振興

工業の振興

商業の振興

観光の振興

伝統産業の振興

(4)【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくり

新町の長期的な発展を支えるためには、老若男女すべての住民が、旺盛な意欲と活力をもって、学習や経験を積み重ね知識・教養を向上させようとする主体的な取り組みが必要です。

新町においては、住民同士が交流し語り、いきいきとした生活を送れるよう、伝統文化を継承し、新時代の文化を創造する担い手の育成や人間性・創造性あふれる人づくり、住民主体の交流・学習等の支援を行うことにより、「人や文化を育み心豊かなまちづくり」をめざします。

【主要施策】

学校教育の充実

生涯学習の推進

人権・道徳教育の推進

地域文化の継承・振興

スポーツ・レクリエーションの推進

国際交流・地域間交流の促進

(5)【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくり

新町の発展のためには、行財政運営の効率化を進め、住民に高度な行政サービスを提供する体制を整備することに併せ、自立した住民による主体的なまちづくりの

活動が不可欠となります。

新町においては、こうした視点に立って、まちづくりの各分野で行政と住民（個人、各種組織）、NPO、地元企業等との参画・連携や協力、役割分担のもと共に働くことにより、「住民と行政の連携・協働によるまちづくり」の実現をめざします。

【主要施策】

コミュニティの育成

男女共同参画の促進

行財政運営における住民等との協働

行財政運営の効率化・高度化

5 . ゾーニングと土地利用

(1) ゾーニングの考え方

新町の地形は大部分が山地で、その勾配は北の石鎚山系に向かうほど急になっています。伊野地域は仁淀川、吾北地域はその支流である上八川川の流域に属するのに対して、本川地域は吉野川の源流域に位置しています。

土地利用は全般的に森林が多く、伊野東南部では平地部に市街地と集団的な農地、農村集落が見られ、その他の地域では河川沿いに小規模な耕地と山村集落が点在しています。

こうした自然条件、土地利用状況等から、新町を大きく2つのゾーン、4つのエリアに区分するとともに、3箇所の拠点地区を位置づけ、計画的な土地利用を促進します(11 ページの新町土地利用ゾーニング参照)。

都市・田園ゾーン	市街地エリア	伊野東南部地域(都市計画区域)
	里山エリア	
山間ゾーン	清流・山村エリア	伊野西北部地域、吾北地域
	山地・森林エリア	本川地域

(2) 土地利用の基本的方向

1) 市街地エリア

市街地エリアは、伊野東南部地域に指定されている都市計画区域のうちおおむね市街化区域の範囲に当たる地域であり、約 13,000 人の人口を擁しており、高知市と結ぶ鉄道・幹線道路に沿って市街地が形成され、新町の中核的な都市機能が集中しています。また、高知市の住宅都市としての機能を担う住宅地が広がりを見せる中、紙問屋の街並みが残され製紙工場も立地するなど、駅を中心に商店街が形成されており、幹線道路に沿った沿道型の土地利用が進んでいます。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

中心市街地の整備・活性化、新市街地の開発

既成市街地の居住環境の保全・整備(地区計画等による土地利用の整序、下水道の整備等)

旧伊野町の街並み保存

都市軸(国道33号・高知西バイパス、JR土讃線・土佐電鉄)の整備・強化

高次都市機能の整備・導入(行政=新庁舎、医療=仁淀病院、教育、商業等)

2) 里山エリア

里山エリアは、伊野東南部地域に指定されている都市計画区域のうちおおむね市街化調整区域の範囲に該当する地域であり、約9,000人の人口を擁しており、農地と里山が織りなす風景の中に農村集落が分布する田園地域であります。近年においては、宅地化の進展が見られ、一部では大規模な住宅団地が造成されているとともに、農地では園芸栽培等が営まれており、南北に流れる仁淀川が美しく開放感のある親水景観を醸し出しております。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

- 里の景観の保全（緑地の保全・ネットワーク化、農地の保全・整備等）
- 仁淀川の親水景観の保全・整備・活用
- 集落の居住環境の保全・整備（集落排水の整備等）
- 農業の振興（特産物の生産・販路の拡大）

3) 清流・山村エリア

清流・山村エリアは、伊野西北部地域から吾北地域に広がる急峻な山岳地帯であり、約6,000人の人口を擁しており、森林を縫うように上八川川など仁淀川の支流が流れ、河川沿いに集落と農地が点在しています。このエリアでは、コウゾやミツマタが栽培され、土佐和紙発祥の地・成山があり、古くから和紙が漉かれてきました。

主産業は農林業で、木材や特色ある農産物、特用林産物が生産されていますが、過疎化・高齢化が著しいエリアとなっています。近年においては、グリーンパークほどの、成山和紙の里公園、道の駅「土佐和紙工芸村、633美の里」等、観光施設の整備がなされ、他のエリアの観光拠点とのネットワーク化が期待されております。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

- 集落の生活関連施設（道路、簡易水道、教育文化・福祉施設等）の整備
- 森林の保全（緑のダムづくり）
- 農林業の振興（特産物の生産・販路の拡大、間伐の推進・間伐材の活用、林道の整備、木材・製紙原料の生産・販路拡大、観光との連携等）
- 清流の保全（合併処理浄化槽の普及促進等）
- 自然環境・景観を生かした観光レクリエーション拠点の整備・活用・ネットワーク化（癒しの空間・健康の森づくり）

4) 山地・森林エリア

山地・森林エリアは、吉野川の源流域に当たる本川地域の山岳地帯であり、気象条件も厳しく人口は800人弱で、標高約500mから1,900mまでの高低差があり、「清流・山村エリア」よりさらに急峻となっております。このエリアは、ほぼ全域が森林となっており、主要産業である林業を取り巻く環境は厳しく、過疎化・高齢化が著しい状況にあります。近年においては、高知市と西条市を結ぶ国道194号に新寒風山トンネルが開通し、道の駅「木の香温泉」等の観光施設の整備もなされ地域活性化のきざしが見えます。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

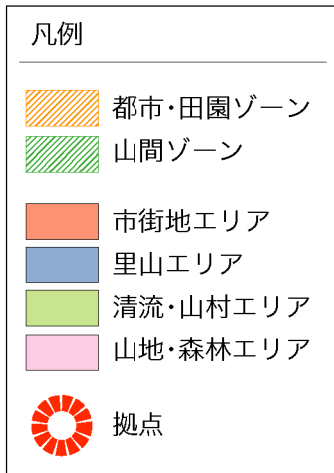
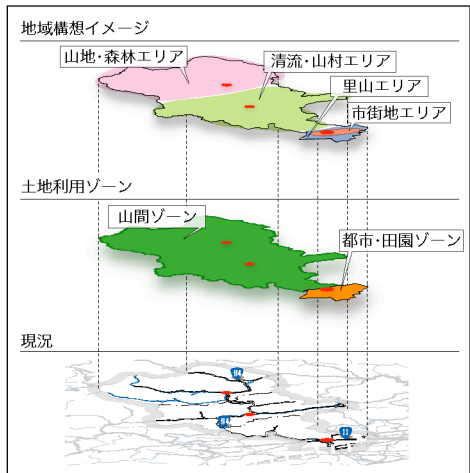
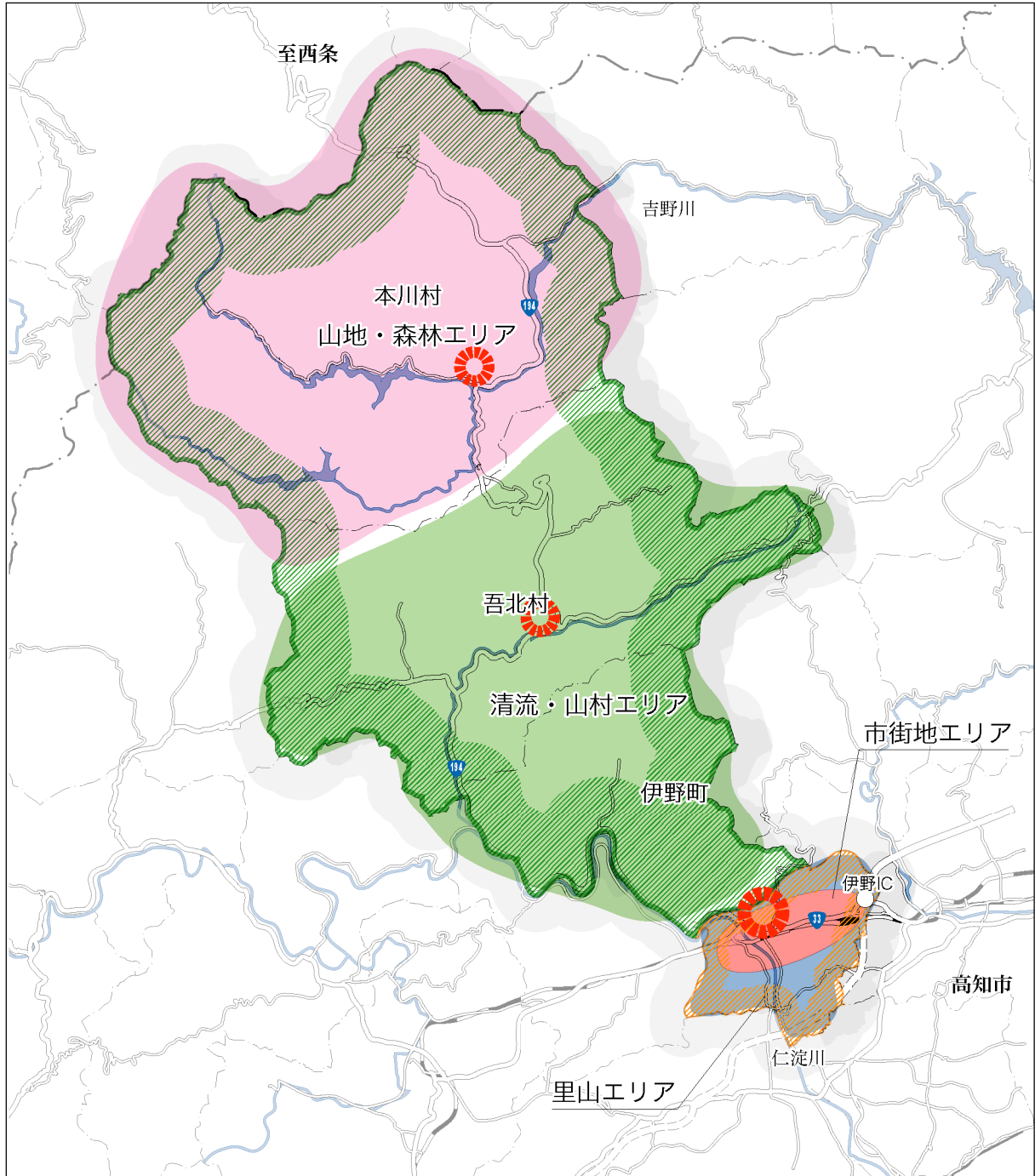
集落の生活関連施設（道路、簡易水道、教育文化・福祉施設等）の整備

森林の保全（緑のダムづくり）

農林業の振興（特産物の生産・販路の拡大、間伐の推進・間伐材の活用、林道の整備、木材の生産・販路拡大）

自然環境・景観を生かした観光レクリエーション拠点の整備・活用・ネットワーク化（癒しの空間・健康の森づくり、山岳観光の振興）

新町土地利用ゾーニング



6 . 新たなまちづくりのための新町の公約

新町においては、これまで伊野町、吾北村、本川村が、それぞれに推進してきたまちづくりや施策などの良い面を引き継ぐとともに、建設計画の策定期間である平成26年度までの10年間の重点期間として位置づけ、合併のスケールメリットや国・県の財政支援措置等を活かして、新しいまちづくりの基本理念「豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくり」「心の豊かさが実感できるまちづくり」「若者が定住できる魅力あるまちづくり」「住民参画による活力あるまちづくり」に積極的に取り組んでいきます。

この期間内において、5つのまちづくりの基本的方向を踏まえて、重点的に取り組んでいく施策を、「新たなまちづくりのための新町の公約」として掲げ、実現していきます。

【生活・環境】

交通渋滞や洪水などの解消を図るため、国等と協力し、高知西バイパスや新宇治川放水路の早期完成を目指します。

森林の持つ「緑のダム」としての機能をより一層高めるため、森林所有者の「自己負担ゼロ」で間伐や広葉樹の植栽などを行うことにより、町内全域の民有林・町有林を、手入れの行き届いた森として再生します。併せて、住民が森林の大切さを身近に感じ、また、憩いやレクリエーション活動の場として活用されるようボランティアの森、きのこの森、昆虫の森づくりを行います。

《用語解説：緑のダム》

森林は、降雨時には森林土壌に雨を浸透させて河川への流入量を減少させ、平常時にゆっくりと水を流す機能があるため、『緑のダム』とも呼ばれている。

環境保全への取り組みを率先して実行するため、いの町役場において環境ISOの認証を取得します。

《用語解説：環境ISO》

国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えるもの。

清流仁淀川を守るため、国の河川美化推進事業や農業集落排水事業等を導入して水質汚染の大きな一因となっている生活排水や工場排水の浄化に努めます。

住民等の自発的な環境保全活動を支援するため、家庭用ゴミ処理器等への助成を行うとともに、企業や団体、グループと共同して環境保全の実践活動を促進します。

【安心・健康】

住民の健康づくりを推進するため、専門人材（スポーツインストラクター等）を配置した温水プールやトレーニングジム、わんぱく広場等の施設整備を行います。

近隣住民、特に高齢者が信頼し、安心してかけられる病院として患者さん中心の医療が提供できるよう仁淀地区国民健康保険病院を再建します。また、吾北・本川地域の住民が安心して暮らせるよう、仁淀地区国民健康保険病院との連携を視野に入れながら、吾北村の民間医療機関との連携や本川村国民健康保険直営診療所（含む大橋出張診療所、越裏門出張診療所）の存続を図ります。

吾北・本川地域の住民の安全を守るため、ヘリポートを建設し、急患搬送や防災に努めます。

介護保健施設への入所待ちゼロを目指して、ミニデイサービスや食生活の改善指導等の健康づくりを充実させ、介護が必要ない健康な高齢者をつくとともに、介護が必要な際には、速やかに入所できるよう、既設で老朽化している特別養護老人ホーム吾北荘の充実を図ります。

【産業振興】

農業が魅力とやりがいを持てる職業となるよう、地域農業の総合的マネジメント機能を果たす農業公社を充実するとともに、認定農業者や新規就農者の育成に努めます。また、安全・安心な農作物の栽培や高付加価値農作物の栽培、気温差を利用したリレー栽培等を促進し、安定的な農業経営の確立を支援します。

造林から保育、間伐、主伐に必要な林業従事者の養成・確保に努めるとともに、新たな木材加工品や特用林産物等の生産の促進により、安定的な林業経営の確立を促進します。

古くから伊野のまちを支えてきた製紙業については、雇用の受け皿としての更なる発展ができるよう、技術の高度化や消費者ニーズにあった高付加価値製品の開発、経営の合理化などに前向きに取り組む企業を支援します。また、伝統工芸に指定さ

れている手すき和紙については、後継者を育成するとともに、新しい市場の開拓を支援します。

にぎわいのある商店街づくりを進めるため、生活者だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力ある商店街の形成を図り、商業の活性化に努めます。

瀬戸内圏や関西圏からの観光客の増加を図るため、いの町全域をエリアとする観光協会（仮称）を設立し、情報発信機能の強化を図るとともに、イベントの充実や観光ルートの確立、観光資源のネットワーク化を図ります。また、3つの道の駅（土佐和紙工芸村、633美の里、木の香温泉）や水辺の駅あいの里仁淀川、レストパーク伊野 等の連携を強化し、特産品や豊かな自然、歴史、文化などの地域の魅力を案内する場として有効活用を図ります。

瓶ヶ森や石鎚山など西日本有数の山岳観光地や清流仁淀川、源流吉野川など新町の豊かな自然を、来訪者が十分に満喫できるよう、滞在型施設の充実を図ります。

【文化・教育】

住民の文化活動を支援し、心の豊かさを育むため、優れた文化・芸術の鑑賞や文化活動の発表の場となる施設を整備します。

子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上を図るため、教育6（小学校）・3（中学校）・3（高校）制の連携と充実を図ります。

歴史的価値のある文化財や古くから伝わる風習、行事、郷土芸能等の伝統文化の保存・継承に努めます。

子供とお年寄り、人と自然など様々なふれあいの機会を創出し、心豊かな人づくりを行うため、自然の中でゆっくりと地域の自然・文化・人々に向き合ったり、学んだりすることができる自然体験学習を推進します。

【連携・協働】

住民のみんなの声が届き、共に実行できる住民主体の新しい町づくりを行うため、行政の透明性を高め、また、行政としての説明責任を果たすなど住民に開かれた行政運営を行います。

住民の視点に立った行政を推進するため、優秀な人材の確保・登用や職員の意識改革、人材育成を図るなど役場の改革を行います。

協議第 2 2 号

新町将来構想の策定について

別紙のとおり新町将来構想を策定することについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

伊野町・吾北村・本川村新町将来構想

(別紙 2 資料参照)

協議第 2 3 号

特別職の身分の取扱いについて

別紙のとおり特別職の身分の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目 1.1 特別職の身分の取扱い						
	三役(町長、助役、収入役)の身分の取扱い						
	現況						
就任の状況	役職名	伊野町		吾北村		本川村	
		氏名	任期最終日	氏名	任期最終日	氏名	任期最終日
		首長	塩田 始 18. 4. 10	小松 保喜 17. 2. 10	山中 安夫 19. 5. 13		
	助役	上田 周五 18. 6. 4	和田 奨四郎 16. 12. 24				
	収入役		隅田 隆夫 16. 7. 31			村長兼掌	
留意事項	<p>新設合併をする伊野町・吾北村・本川村の3町村は、その所属する3町村が消滅するので、3町村の長、助役、収入役、各種審議会委員等の特別職の委員は合併の日の前日に失職する。常勤の特別職として助役、収入役の設置方法について協議する。</p> <p>新町の設置による長の選挙については、公職選挙法第33条第3項の規定により、新町の設置の日から50日以内に行われる。</p> <p>長が、選挙されるまでの間、長の不在状態を防ぐため、3町村の長であった者の中から、その協議により定められた者が新町の長の職務を行うこととする調整措置が設けられている。(地方自治法施行令第1条の2) 職務執行者の設置方法について協議する。</p> <p>新町の職務執行者は、助役や収入役を選任することはできないので、新町の長が選挙されてから、議会の同意を得て助役や収入役を選任することになる。しかし、収入役については、地方自治法第170条第3項、第5項、第6項において、収入役が欠けたときには必ずその職務を代理するものを置くこととなっている。</p> <p>このため新設合併の場合は、合併の日に、新町の長の職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間、収入役職務代理者が収入役の職務を代理することになる。</p>						
参考法令	<p>【地方自治法】</p> <p>3款 補助機関</p> <p>第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</p> <p>第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p> <p>第164条 公職選挙法第11条第1項又は第11条の2の規定に該当する者は、副知事又は助役となることできない。</p> <p>2 副知事又は助役は、公職選挙法第11条第1項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。</p> <p>第165条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は助役は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前20日までに当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合を除く外、副知事又は助役は、その退職しようとする日前20日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならない。但し、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。</p> <p>第166条 副知事及び助役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。</p> <p>2 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、副知事又は助役が前項において準用する第142条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。</p> <p>第167条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。</p>						

項 目	協定項目 1 1 特別職の身分の取り扱い 三役(町長、助役、収入役)の身分の取扱い
参考法令	<p>【地方自治法】</p> <p>第168条 都道府県に出納長を置く。</p> <p>2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p> <p>3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。</p> <p>4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。</p> <p>5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。</p> <p>6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。</p> <p>7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。</p> <p>8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。</p> <p>9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>第169条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役となることができない。</p> <p>2 出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。</p> <p>3 出納長又は収入役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、副出納長又は副収入役となることができない。</p> <p>4 副出納長又は副収入役は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。</p> <p>【公職選挙法】</p> <p>第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。</p> <p>2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p>4 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなったとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失ったときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。</p> <p>5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。</p> <p>都道府県知事選挙にあつては、少なくとも17日前に</p> <p>指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも14日前に</p> <p>都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも9日前に</p> <p>指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に</p> <p>町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも5日前に</p>

項 目	協定項目 1.1 特別職の身分の取り扱い 三役（町長、助役、収入役）の身分の取扱い
調整方針（案）	町長のほか常勤の特別職として、助役及び収入役を置く。 任期は、各法令の定めるところによる。（選任の日から4年間） 職務執行者については、3町村の長が別に協議して定める。
協議結果	

項目	協定項目1-1 特別職の身分の取扱い									
	教育委員会委員の身分の取り扱い									
	現況									
	伊野町			吾北村			本川村			
	氏名	男女別	任期最終日	氏名	男女別	任期最終日	氏名	男女別	任期最終日	
就任の状況	教育委員長	鎌倉昭和	男	18.6.19	曾我敬泰	男	16.7.21	岡林瑞子	女	18.9.30
	教育長	濱田啓	男	18.6.21	筒井秀憲	男	16.12.24	山中浩之	男	16.9.30
	職務代理者	吉村庸	男	16.7.19	川村芳久	男	17.3.18	和田光隆	男	17.9.30
	委員	坂本房恵	女	15.9.30	渡邊一	男	17.9.31	川村起久子	女	15.9.30
	委員	山本眞壽	女	18.7.3	伊藤多美子	女	19.1.10	山中勝猪	男	17.9.30
留意事項	<p>3町村の教育長は、一般職に属する地方公務員であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、合併特例法第9条の一般職員の身分保障規定の適用はないものと取り扱われており、合併の日の前日に他の委員と一緒に失職することになる。</p> <p>また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の規定により、平成16年10月1日の合併日に新町職務執行者が旧3町村の教育委員（各5人 計15人）のうちから5人を選任することになる。さらに、同日職務執行者により招集された最初の教育委員会において、教育委員長、教育長がそれぞれ互選により定められる。この委員は、同法施行令第18条第2項に規定されている「当該市町村の設置後最初に行われる新町の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任する」臨時的委員であり、そのため平成16年第1回臨時会又は平成16年第1回定例会において改めて教育委員の人事が提案され、議会の同意後の教育委員会において、新たな教育委員長及び教育長を互選して定めることになる。なお、この新たな委員の任命にあたっては、同法施行令第20条の規定により、町長が各委員の任期をそれぞれ定めることになる。</p>									
参考法令	<p>【関係法令等】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（最初の委員の選任等）</p> <p>第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。（最初の教育長の互選）</p> <p>第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。（最初に任命される委員の任期）</p> <p>第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。</p>									

項 目	協定項目 1 1 特別職の身分の取り扱い 教育委員会の身分の取り扱い
調整方針(案)	<p>委員の数は5人とし、常勤の教育長を置く。 新町の職務執行者が臨時に選任する委員は、旧3町村の委員であった者の中から伊野地区3人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、3町村の長の協議により定める。 職務執行者が招集する初の教育委員会は、平成16年10月1日に開催する。</p>
協議結果	

項 目	協定項目11 特別職の身分の取扱い									
	選挙管理委員会委員の身分の取り扱い									
	現 況									
		伊 野 町			吾 北 村			本 川 村		
	氏 名	男女別	任期最終日	氏 名	男女別	任期最終日	氏 名	男女別	任期最終日	
就任の状況	選挙管理委員長	梅原亘市	男	15. 7. 8	伊藤久義	男	18.12.23	松本健市	男	15.12.25
	職務代理者	尾崎昭男	男	15. 7. 8	筒井政敏	男	18.12.23	森川森次	男	15.12.25
	委 員	西本初夫	男	15. 7. 8	筒井正臣	男	18.12.23	山中節雄	男	15.12.25
	委 員	小島忠夫	男	15. 7. 8	今井孝明	男	18.12.23	林 春夫	男	15.12.25
留意事項	<p>選挙管理委員会については、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、3町村の選挙管理委員会委員であった者（各4人 計12人）の互選により、平成16年10月1日の合併日に新町の選挙管理委員会委員（4人）を定めることになる。</p> <p>さらに、平成16年第1回新町議会臨時会又は平成16年第1回新町議会定例会において、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙をして定めることになる。</p>									
参考法令	<p>【関係法令等】</p> <p>地方自治法施行令</p> <p>第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員会の補充員たる者又は補充員であった者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。</p> <p>2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。</p>									
調整方針(案)	<p>選挙管理委員会については、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、3町村の選挙管理委員会委員であった者の互選により、伊野地区2人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、平成16年10月1日の合併日に新町の選挙管理委員会委員を定める。</p> <p>さらに、平成16年第1回新町議会臨時会又は平成16年第1回新町議会定例会において、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行って定める。</p>									
協議結果										

項 目	協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い									
	固定資産評価審査委員会委員の身分の取り扱い									
	現 況									
	伊 野 町			吾 北 村			本 川 村			
	氏 名	男女別	任期最終日	氏 名	男女別	任期最終日	氏 名	男女別	任期最終日	
就任の状況	審査委員会委員	田村信昭	男	17. 3.31	中山金重	男	18. 3.16	川村正人	男	17. 6.30
	審査委員会委員	寺田利男	男	15. 7.11	森脇 勇	男	16. 5. 1	伊東 保	男	17. 9.30
	審査委員会委員	筒井淳海	男	16. 9.28	北川雄一	男	18. 4.24	岡林 弘	男	16. 6.30
留意事項	<p>固定資産評価審査委員会委員については、地方税法第423条の規定に基づき、新町の町長が選挙されるまでの間、新町職務執行者が旧3町村の固定資産評価審査委員会委員（各3人 計9人）であったもののうちから3人を選任する。続いて新町の町長就任日に同一の3人を委員に選任する。さらに、新町設置後、最初に招集される議会の同意を得て正式に委員が選任されることになる。</p>									
参考法令	<p>【関係法令】 地方税法 (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条(1～7略)</p> <p>8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p> <p>9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>									
調整方針(案)	<p>委員の定数は3人とする。 新町の職務執行者が選任する委員は旧3町村の委員であった者の中から、伊野地区1人、吾北地区1人、本川地区1人を基本とし、3町村の長の協議により定める。 新町長が選任する委員は、新町の町長就任日に同一の3人を委員に選任する。 委員は新町設置後、最初に招集される議会の同意を得て正式に選任する。</p>									
協議結果										

項 目	協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い									
	監査委員の身分の取扱い									
	現 況									
		伊 野 町			吾 北 村			本 川 村		
	氏 名	男女別	任期最終日	氏 名	男女別	任期最終日	氏 名	男女別	任期最終日	
就任状況	識者監査委員	小松成喜	男	19. 1.15	山田 裕	男	16. 7.21	岡林 弘	男	17. 9.24
	議会選出委員	大原孝弘	男	19. 1.15	伊藤隆茂	男	16.10.15	山中 淳	男	19. 2.25
留意事項	<p>監査委員については、新町の設置に伴い3町村の委員は失職する。新町長就任後、最初に招集する議会において新町長による人事案件の提案、議会の同意を受けての就任まで空白期間とせざるを得ない。これは、町長職務執行者は、監査委員を選任すべきものではないとする行政実例に基づく判断によるものである。</p>									
行政実例	<p>【行政実例】 長の職務執行者による監査委員選任の可否 問 2以上の市を廃止して、その区域をもって新たに1つの市の設置があった場合 1 地方自治法施行令第1条〔現行法では第1条の2第1項〕の規定による長の職務執行者が議会の同意を得て監査委員を選任することは違法となるか。 2 地方自治法第197条ただし書の規定により職務を執行できるか。</p> <p>答 1 長の職務執行者は、監査委員を選任すべきものではない。 2 地方自治法第197条ただし書の規定の適用はないものと解する。 (昭和42.1.10自治行第5号・全国都市監査委員会会長都市大阪市監査委員あて行政課長回答)</p>									
調整方針(案)	<p>委員は、新町長就任後、最初に招集する議会に監査委員の選任についての同意議案を提案し、議会の同意後就任するまで空白期間とする。</p>									
協議結果										

協議第 2 4 号

町、字の区域及び名称の取扱いについて

別紙のとおり町、字の区域及び名称の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目18 町、字の区域及び名称の取扱い		
現在の地名表示	現 況		
	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
	吾川郡伊野町池ノ内（いけのうち） 駅東町（えきひがしまち） 駅前町（えきまえちょう） 駅南町（えきみなみまち） 枝 川（えだがわ） 大 内（おおち） 鹿 敷（かしき） 加 田（かだ） 鎌 田（かまだ） 楠 瀬（くすのせ） 公園町（こうえんちょう） 神 谷（こうのたに） 小 野（この） 幸 町（さいわいちょう） 勝賀瀬（しょうがせ） 新 町（しんまち） 大国町（だいこくちょう） 天王北1～4丁目（てんのうきた） 天王南1～9丁目（てんのうみなみ） 中 追（なかおい） 成 山（なるやま） 波 川（はかわ） 八 田（はた） 藤 町（ふしまち） 榎 （まき） 柳瀬石見（やなのせいしみ） 柳瀬上分（やなのせかみぶん） 柳瀬本村（やなのせほんむら）	吾川郡吾北村上八川甲（かみやかわこう） 上八川乙（かみやかわおつ） 上八川丙（かみやかわへい） 上八川丁（かみやかわてい） 清水上分（きよみずかみぶん） 清水下分（きよみずしもぶん） 小川新別（こがわしんべち） 小川西津賀才（こがわにしつがざい） 小川東津賀才（こがわひがしつがざい） 小川縦ノ木山（こがわもみのきやま） 小川柳野（こがわやなぎの） 下八川甲（しもやかわこう） 下八川乙（しもやかわおつ） 下八川丙（しもやかわへい） 下八川丁（しもやかわてい） 下八川十田（しもやかわとおだ）	土佐郡本川村足 谷（あしだに） 越裏門（えりもん） 大 森（おおもり） 葛 原（かずらはら） 桑 瀬（くわぜ） 高 敷（たかやぶ） 寺 川（てらがわ） 戸 中（とちゅう） 長 沢（ながさわ） 中野川（なかのかわ） 脇ノ山（わきのやま）

項目	協定項目 18 町、字の区域及び名称の取扱い														
留意事項	<p>町または大字は市町村の区画単位として使用され、その地理的名称を地名として表している。地名は町または大字のたんなる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられている。また歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結び付いている場合が多いと思われる。</p> <p>したがって、過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、合併時の混乱を避けるため、名称変更については必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・大字名をそのまま使用する取扱いが望ましいとされている。</p> <p>市町村合併の際に、町・大字の区域を新たに設定もしくは廃止、又は、町・大字の区域及び名称を変更する場合は、地方自治法第260条に規定されているように、市町村長が、当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届出なければならない。</p> <p>手続きは、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力の発生」となる。この処理は新町で行うことになるので、合併の日（平成16年10月1日）に施行すると考えると、合併の日市町村長の職務執行者が、合併協議会の議決結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取ったうえで、合併の日付で告示していただき、新町の初議会で専決処分の承認を求めることになる。</p> <p>《ただし、町・大字の名称変更の手続きは、合併前に当該地域の属する関係町村の議会の議決を経て、知事に届け出る方法もある。》</p>														
関係法令	<p>【地方自治法】 （市町村区域内の町又は字の区域）</p> <p>第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>														
名称変更の具体的な例	<p>地方自治法第260条の手続を要しない例</p> <table border="0"> <tr> <td>伊野町池ノ内</td> <td>いの町池ノ内</td> </tr> <tr> <td>吾北村上八川甲</td> <td>いの町上八川甲</td> </tr> <tr> <td>本川村足谷</td> <td>いの町足谷</td> </tr> </table>	伊野町池ノ内	いの町池ノ内	吾北村上八川甲	いの町上八川甲	本川村足谷	いの町足谷	<p>地方自治法第260条の手続を要する例</p> <table border="0"> <tr> <td>伊野町池ノ内</td> <td>いの町伊野町池ノ内</td> </tr> <tr> <td>吾北村上八川甲</td> <td>いの町吾北村上八川甲</td> </tr> <tr> <td>本川村足谷</td> <td>いの町本川村足谷</td> </tr> </table>	伊野町池ノ内	いの町伊野町池ノ内	吾北村上八川甲	いの町吾北村上八川甲	本川村足谷	いの町本川村足谷	<p>大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるため、地方自治法第260条の手続きが必要となります。</p>
伊野町池ノ内	いの町池ノ内														
吾北村上八川甲	いの町上八川甲														
本川村足谷	いの町足谷														
伊野町池ノ内	いの町伊野町池ノ内														
吾北村上八川甲	いの町吾北村上八川甲														
本川村足谷	いの町本川村足谷														

項 目		協定項目18 町、字の区域及び名称の取扱い	
先 進 事 例	市町村名	合 併 年 月 日	調 整 方 針
	ひたちなか市	平成 6年11月 1日	2市の町・字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の町・字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。
	あきねの市	平成 7年 9月 1日	2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。
	篠山市	平成11年 4月 1日	篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。
	西東京市	平成13年 1月21日	2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本庁については田無市の本庁を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。
	さいたま市	平成13年 5月 1日	町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。
	さぬき市	平成14年 4月 1日	字の区域は従前どおりとする。町、字の名称は、津田町・大川町・寒川町は「大川郡」を「さぬき市」に置き換え、志度町は原則として「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換え、長尾町は、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」（但し、字名「西」・「東」・「名」については、それぞれ「長尾西」・「長尾東」・「長尾名」に変更）に置き換える。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市」に置き換える。
調 整 方 針 (案)	現在の「伊野町・吾北村・本川村」を「いの町」に置き換え、町、字の区域及び名称については従前のとおりとする。		
	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
	いの町池ノ内(いけのうち) 駅東町(えきひがしまち) 駅前町(えきまえちょう) 駅南町(えきみなみまち) 枝 川(えだがわ) 大 内(おおち) 鹿 敷(かしき) 加 田(かだ) 鎌 田(かまだ) 楠 瀬(くすのせ) 公園町(こうえんちょう) 以下同様	いの町上八川甲(かみやかわこう) 上八川乙(かみやかわおつ) 上八川丙(かみやかわへい) 上八川丁(かみやかわてい) 清水上分(きよみずかみぶん) 清水下分(きよみずしもぶん) 小川新別(こがわしんべち) 小川西津賀才(こがわにしつがざい) 小川東津賀才(こがわひがしつがざい) 小川縦ノ木山(こがわもみのきやま) 小川柳野(こがわやなぎの) 以下同様	いの町足 谷(あしだに) 越裏門(えりもん) 大 森(おおもり) 葛 原(かずらはら) 桑 瀬(くわぜ) 高 敷(たかやぶ) 寺 川(てらがわ) 戸 中(とちゅう) 長 沢(ながさわ) 中野川(なかのかわ) 脇ノ山(わきのやま) 以 上
協 議 結 果			

協議第 2 5 号

町村立学校等の通学区域の取扱いについて

別紙のとおり町村立学校等の通学区域の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目23-5 町村立学校等の通学区域の取扱いについて					
		伊野町		吾北村		本川村	
学校名		伊野中学校		吾北中学校		本川中学校	
所在地		伊野町1152番地		吾北村上八川甲3047番地		本川村長沢22-1番地	
学級数	普通学級	10	学級	3	学級	3	学級
	特殊学級	2	学級	1	学級	1	学級
生徒数		353	人	75	人	20	人
教員数		40	人	13	人	13	人
職員数		6	人	2	人	10	人
通学区域		枝川小学校、伊野小学校、川内小学校の区域 中追小学校、勝賀瀬小学校、柳瀬小学校、出来地小学校の区域（神谷中学校への通学可）		吾北村全域		本川村全域	
通学バスの運行等		バス運行無・その他補助有		バス運行有		バス運行有	
学校名		伊野南中学校					
所在地		伊野町八田2300番地					
学級数	普通学級	8	学級				
	特殊学級	4	学級				
生徒数		272	人				
教員数		25	人				
職員数		2	人				
通学区域		伊野南小学校の区域					
通学バスの運行等		バス運行無					
学校名		神谷中学校					
所在地		伊野町加田2479番地					
学級数	普通学級	3	学級				
	特殊学級	0	学級				
生徒数		32	人				
教員数		10	人				
職員数		1	人				
通学区域		神谷小学校の区域 中追小学校、勝賀瀬小学校、柳瀬小学校、出来地小学校の区域（伊野中学校への通学可）					
通学バスの運行等		バス運行無・その他補助有					

項目	協定項目 2 3 - 5 町村立学校等の通学区域の取扱いについて						
	現 況						
		伊 野 町		吾 北 村		本 川 村	
学校名	伊野小学校			上八川小学校		長沢小学校	
所在地	伊野町 3 5 8 3 番地			吾北村上八川甲 3 0 6 9 番地		本川村長沢 1 3	
学級数	普通学級	12	学級	4	学級	4	学級
	特殊学級	2	学級	0	学級	1	学級
児童数	329		人	43		人	36
教員数	22		人	8		人	9
職員数	7		人	2		人	2
通学区域	町道天神池ノ内線音竹峠以東の音竹を除く旧伊野町の区域 旧神谷村東加田・横藪蔭の区域			吾北村上八川全域及び休校中の三水小学校校下 (清水大野、小川成川 花ノ木を除く) 就学通知において学校の指定はするが、申し出により村内全域通学可 ただし特別にスクールバスの運行は行わない。		本川村全域	
通学バスの運行	バス運行無			バス運行有		バス運行有	
学校名	伊野南小学校			下八川小学校			
所在地	伊野町八田 2 3 2 1 番地			吾北村下八川丁 3 8 0 0 番地			
学級数	普通学級	19	学級	4	学級		
	特殊学級	2	学級	0	学級		
児童数	617		人	44		人	
教員数	34		人	7		人	
職員数	11		人	2		人	
通学区域	旧八田村の区域 旧宇治村池ノ内の区域 町道天神池ノ内線音竹峠以東の旧伊野町音竹の区域			吾北村下八川全域及び廃校前の津賀才小学校校下 (小川南越、小川致川、小川高岩) 就学通知において学校の指定はするが、申し出により村内全域通学可 ただし特別にスクールバスの運行は行わない。			
通学バスの運行	バス運行無			バス運行有			
学校名	枝川小学校			清水第一小学校			
所在地	伊野町枝川 2 9 6 4 番地			吾北村清水上分 2 3 2 7 - 3 番地			
学級数	普通学級	12	学級	3	学級		
	特殊学級	2	学級	0	学級		
児童数	390		人	15		人	
教員数	32		人	5		人	
職員数	7		人	2		人	
通学区域	旧宇治村枝川の区域			吾北村清水大野を除く吾北村清水全域 就学通知において学校の指定はするが、申し出により村内全域通学可 ただし、特別にスクールバスの運行は行わない。			
通学バスの運行	バス運行無			バス運行有			

項目		協定項目 2 3 - 5 町村立学校等の通学区域の取扱いについて					
		現 況					
		伊 野 町		吾 北 村		本 川 村	
学 校 名		川内小学校		小川小学校			
所 在 地		伊野町鎌田 2 1 6 番地		吾北村小川西津賀才 5 5 3			
学級数	普通学級	6	学級	4	学級		
	特殊学級	0	学級	0	学級		
児 童 数		127	人	40	人		
教 員 数		9	人	7	人		
職 員 数		4	人	2	人		
通 学 区 域		旧川内村の区域		吾北村小川西津賀才、新別下、新別上、柳野、川又、妙見、中峯、仏堂、松尾、高樽、奥大野、成川花ノ木 就学通知において学校の指定はするが、申し出により村内全域通学可 ただし特別にスクールバスの運行は行わない。			
通学バスの運行等		バス運行無		バス運行有			
学 校 名		勝賀瀬小学校					
所 在 地		伊野町勝賀瀬 9 0 5 番地					
学級数	普通学級	1	学級				
	特殊学級	0	学級				
児 童 数		2	人				
教 員 数		2	人				
職 員 数		1	人				
通 学 区 域		旧三瀬村勝賀瀬、楠瀬、柳瀬本村、柳瀬石見、柳瀬上分の区域					
通学バスの運行等		バス運行無					
学 校 名		神谷小学校					
所 在 地		伊野町神谷 6 9 4 番地					
学級数	普通学級	4	学級				
	特殊学級	1	学級				
児 童 数		50	人				
教 員 数		9	人				
職 員 数		7	人				
通 学 区 域		東加田、中追、横藪、蔭を除く旧神谷村の区域					
通学バスの運行等		バス運行無・その他補助有					

項目		協定項目 2 3 - 5 町村立学校等の通学区域の取扱いについて		
		現 況		
		伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
学 校 名	中追小学校			
所 在 地	伊野町中追 2 9 2 9 - 3 番地			
学級数	普通学級	3	学級	
	特殊学級	0	学級	
児 童 数		7	人	
教 員 数		4	人	
職 員 数		1	人	
通 学 区 域	旧神谷村中追の区域			
通学バスの運行等	バス運行無			
調整方針（案）	小・中学校の通学区域は、現行のとおりとするが、児童・生徒の希望により弾力的な運用に努める。 通学バスの運行等は、現行のとおりとする。			
協議結果				

協議第 26 号

広聴広報関係事業の取扱いについて

別紙のとおり広聴広報関係事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 6 月 27 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目 23 - 6 広聴広報関係事業の取り扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
広報紙の発行	名称	広報いの	広報吾北	広報ほんがわ
	規格	A4版	A4版	A4版
	発行部数	8800部	2200部	750部
	発行時期	毎月1日	毎月1日	奇数月1日
	配布方法等	区長経由で各戸に配布 町外希望者には無料で郵送	部落長経由で各戸に配布 村外希望者には有料で郵送	部落部長経由で各戸に配布 村外希望者には無料で郵送
地区懇談会		町政懇談会：2年に1度	特に定めていない	特に定めていない
区長・部落長会		年1回	年1回	年2回
行政放送	防災行政無線による放送	無	有	有
	その他の放送	随時	随時	随時
ホームページの開設		有	有	有
調整方針（案）		広報紙は、新町においても発行するものとし、希望者への配布については合併後調整する。 地区懇談会、区長・部落長会については、新町において調整して実施する。 防災行政無線による放送については、新町においても当面現行どおりとする。 ホームページは、新町の発足と同時に立ち上げる。		
協議の結果				

その他

1. 第7回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年7月25日（金）午後2時～

場所：すこやかセンター伊野 大会議室

協議事項（予定）

特別職の身分の取扱いについて（その2）〔協定項目第11号〕

人権対策関係事業の取扱いについて〔協定項目第23号-11〕

商工観光関係事業の取扱いについて〔協定項目第23号-13〕

定住促進対策の取扱いについて〔協定項目第23号-18〕

2. ご意見箱コーナーに寄せられたご意見について



“によぞうさん”と“このかちゃん”の



ご意見箱コーナー

受付月日・住所	内 容
平成15年 5月 6日 伊野町	伊野町として日高村をどうして入れなかったか、残念です。 山は山同志、街は街同志これが最高と思う。
平成15年 5月 6日 伊野町	議員の任期については16年10月に合併すると同時に町村長と同じく解散すべきである。交付税も少なくなり、町の財源も苦しくなる今日、議員の私利私欲にとらわれ、合併特例任期を使い二年間の延長は止めてほしい。 「きたない」 住民は議員の報酬も少しでも減額して住民福祉のために使うと言うような議員を求めている。「私利私欲」でいつまでも居座るような議員はもういらん。そのような議員の名前を公表してほしい。そうせんと今後の行政には協力できん。この意見を合併協議会に発表してください。
平成15年 5月 6日 吾北村	議員さんは、自分だけよいことをしてはいかん、合併と同時に解散しなさい。
平成15年 6月 5日 伊野町	合併の事ではありませんが、出来れば、吾北地区にやすい土地を造成してもらえないでしょうか？私は伊野町の紙会社に勤めていますが、妻の母が吾北に住んでいて、目が見えないので、1時間（片道）かけていつも、義母宅に行っています。又、会社の社宅で子供3人も、部屋がせまく、どうしても、家を建てたいですが、どこも高くなかなか、手ができません。よろしく願います。又合併については、大賛成です。ですが、もう少し、弱者に住みよい町であることを願います。
平成15年 6月 6日 伊野町	協議会で議決された結果は尊重すべきですが、民意が反映されているとは言い難い。意思決定のプロセスに問題があると思います。また、協議会の決定事項を、行政側は住民に説明し意見を聞くべきです。 また、協議会を傍聴するためには、休日に開かれないため働いてる者は傍聴できません。せめて、休日に開催していただきたいと思います。
平成15年 6月 9日 伊野町	どうして本川村、吾北村との合併なのでしょう。今、私たちが聞く声は、皆どうして...と言っている声が多いことを御存知なののでしょうか。合併を進めておられる方はこの声がたくさんたくさんある事を御存知ないのですか。住民の声を聞いたつもりなのですか。一方的にすすめないで下さい。声を出さないといけないのだけど勇気がなくて声をあげられない人々の気持ちを考えもう一度住民の思いに耳をかたむけて下さる事を願っています。
平成15年 6月 9日 本川村	議員の任期について伊野町、吾北村、本川村の合併を機会に町長、議員は同時に選挙し選挙の費用も節約すべきであり、よって合併特例は適用しないように望む
平成15年 6月11日 伊野町	いの町 お目出度うございます
平成15年 6月13日 伊野町	議会の在任特例は駄目ですよ。みんな早く辞めて、その金は住民福祉に使うとよい。良識アル議員サンヨ
平成15年 6月13日 本川村	合併後の議員の定数ですが、本川村からも最低3名は出てもらいたいものです。今までは、本川村の議員数は多かった様に思われます。村民の事を第一に思う議員さんが少ないと思っています。現数の内3名ぐらいは良い議員さんがおられますので、合併後もこの人達に本川村の未来をたくしたい思いがします。
平成15年 6月16日	どんな意見が寄せられているのか、知りたいのは私だけではないはずだ。寄せられた意見は全部協議会だよりにのせていただきたい。
平成15年 6月18日 吾北村	前略 新町名称が1票差で「いの町」決定とありましたが、それだったら伊野町か新伊野町がいいとしっかりこなかった人も多いと思います。漢字の持つ意味というものがあるのではないのでしょうか（＝イメージ）いの町は伊野をあらわさない。 それで、往復八ガキや部落長を通して、各世帯の希望を聞き、最終的に自分たちで新町名を決定するようにしたらどうでしょう。 新伊野町は伊野町を大いにたて、「新」で本川、吾北の気持ちも入れた名前なのですが...